

名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）が家庭教育支援施策として展開する「親学ノススメ」の趣旨に賛同する企業又は団体を名古屋市親学推進協力企業（以下「協力企業」という。）として登録し、相互に協力することにより、名古屋市における家庭教育の一層の促進を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 登録の対象は、原則として名古屋市内に所在する企業又は団体とする。また、企業又は団体の実情に応じ、本店、支店、工場、営業所等又は連合会、協会等を登録の対象とすることができる。ただし、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものは、登録の対象としない。

2 前項のほか、委員会が特に認めるものを登録の対象とすることができる。

(登録申込み)

第3条 登録を希望する企業又は団体は、次項に掲げる取組項目の中から2以上を選び、名古屋市親学推進協力企業登録申込書（様式第1号）に記載し、委員会へ提出するものとする。

2 取組項目及びその具体例は、次のとおりとする。

取組項目		具体例
1	親学を学ぼう！	・親である従業員向けの家庭教育に関する講座・講演会の開催 ・教育委員会が主催する親学関連講座や親子対象イベントへの参加を社内報や社内掲示板等で呼びかけ 等
2	親子で体験しよう！	・従業員親子対象のクッキング教室の開催 ・親子で楽しめる社内スポーツイベントの開催 等
3	学校へ行こう！	・授業参観や運動会等、学校行事への参加を社内報等で呼びかけ ・学校行事への参加に関する特別休暇の設定や、学校行事へ参加した際のフォロー体制の整備等、休暇を取りやすい職場づくり 等
4	家族一緒に食事をしよう！	・週1回ノー残業デーを実施し、家族と一緒に食事をするよう社内報等で呼びかけ ・子どもの誕生日や記念日に食事券の贈呈 等
5	子どもの記念日に本を贈ろう！	・家庭で読まなくなった絵本や児童書等の交換会の開催 ・子どもの誕生日や記念日に図書カードの贈呈 等
6	地域の行事に親子で参加しよう！	・地域の運動会やお祭りに親子で参加するよう社内報等で呼びかけ ・自社が取り組んでいる地域貢献活動に親子で参加するよう社内報等で呼びかけ 等
7	子どもに仕事を見せよう！	・「職場参観日」や「お仕事体験会」等、従業員の子どもの対象としたイベントの企画・開催 ・子どもを社員食堂に招待し、「親子食事会」の開催 等
8	企業又は団体からの独自提案	・従業員親子を対象とした家庭教育支援に関する各企業独自の取り組み

3 第1項の規定による申込を受けた委員会は、当該申込の内容が適正であると認めたと

きは、協力企業として登録し、あわせて名古屋市親学推進協力企業登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を発行するものとする。

（登録期間及び登録の更新）

第4条 登録期間は、登録の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する登録期間が満了する際、登録された企業又は団体は、名古屋市親学推進協力企業更新届出書（様式3号）に登録の更新の有無について記載し、委員会に提出するものとする。

3 前項の規定により登録を更新する場合は、委員会は再度登録証を発行し、当該登録期間は第1項の登録期間が満了する日の翌日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 2回目以降の更新は、前2項の規定を準用する。

（変更・廃止の届出）

第5条 協力企業は、次の各号に掲げる場合には、速やかに名古屋市親学推進協力企業（変更・廃止）届出書（様式第4号）を提出するものとする。

(1) 企業又は団体の名称を変更したとき。

(2) 企業又は団体の所在地を変更したとき。

(3) 親学に関する取り組み内容に変更があったとき。

(4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

2 前項の規定により廃止の届出を行う場合は、登録証を委員会へ返納しなければならない。

（協力企業の取組）

第6条 協力企業は、登録申込みの際に選んだ取組項目に誠実に取り組むものとする。

2 協力企業は、登録を受けた旨を所属する従業員等に周知し、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組むものとする。

3 協力企業は、名古屋市親学推進協力企業取組状況報告書（様式第5号）により当該年度の取組状況を翌年度の4月30日までに委員会へ報告するものとする。

（取組の支援）

第7条 委員会は、協力企業の求めにより、又は必要に応じて、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1) 協力企業の家庭教育に関する取組を名古屋市が所管するホームページ等に掲載すること。

(2) 家庭教育に関する啓発資料を配布すること。

(3) 協力企業が従業員のために開催する職場研修等に講師を派遣すること。この場合、講師の派遣に要する費用は、委員会が負担する。また、講師は、委員会が協力企業と相談して選定する。

(4) 協力企業が第3条第2項に掲げる取組を行うために生涯学習センターの集会室等（体育室を除く。）を使用する場合、使用期日の属する月の6月前から使用申込をすることを認めること。この場合、委員会との共催事業とし、使用料の全額を免除すること。

(5) 観光・文化施設の優待割引券を配布すること。

(登録の抹消)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる場合は、協力企業の登録を抹消するものとする。

- (1) 協力企業が登録した取組みを履行していない場合、取組みが不十分である場合又は取組みを怠っていると認める場合
- (2) 第2条第1項ただし書に該当することとなった場合又は第2条第1項ただし書に該当していることが判明した場合
- (3) その他協力企業として適当でないと認める場合

2 登録の抹消を受けた場合、当該企業又は団体は、速やかに登録証を委員会へ返納するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、改正後の名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後要綱の様式の要件を満たすように修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、改正後の名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後要綱の様式の要件を満たすように修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱(以下「改正前要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この要綱による改正後の名古屋市親学推進協力企業制度実施要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、改正後要綱の様式の要件を満たすように修正して使用することができる。